

農地の賃借料情報（小城市）令和6年版

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された小城市の農地の賃貸借契約に基づく平均賃借料(10a当たり)は下記のとおりです。

本資料に法的拘束力はなく、実際に賃借料を決定する際は、貸し手と借り手の両方で協議して決めてください。

農地 区域	農地 区分	筆数	現 金			筆数	物 納		
			最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)		最高 (kg)	最低 (kg)	平均 (kg)
小城町	A地区	74	20,000	9,000	16,000	—	—	—	—
	B地区	243	10,000	5,204	7,900	—	—	—	—
	C地区	—	—	—	—	—	—	—	—
三日月町	A地区	249	20,000	9,000	17,200	—	—	—	—
	B地区	71	13,000	4,500	8,300	—	—	—	—
牛津町	—	188	20,000	10,000	17,000	—	—	—	—
芦刈町	—	467	24,000	10,000	18,000	—	—	—	—

※農地法の改正により標準小作料が廃止され、同法52条に基づき、過去1年間の賃貸借契約の10a当たりの実勢賃借料を集計し、小城市内農地の賃借料情報として提供しています。

※ 平均額の端数は四捨五入し、現金は100円単位、物納は1kg単位で表示しています。

※ 地域の平均額に比べ、著しく高額または低額な案件は除いて算出しています。

※ 畑や果樹園、田の利用目的が「施設園芸」「レンコン」は件数が少数のため除いています。

※農地区分

【小城町】

A地区: 県道多久～牛津線及び市道西川～新川橋線以南の土地基盤整備実施地域

B地区: A地区とC地区以外の地域

C地区: 川内・桑鶴・江里山・石体・焼山・大塚・清水・寒気・本山の地域

【三日月町】

A地区: B地区以外の地域

B地区: 県道小城～牛津線以西で市道石木～西川線以北の甘木地区(鉱害復旧実施地域)
及び県道佐賀外環状線以北の織島地区